

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇電気規程 企業職員の職務の等級に分類される職に
関する規則

電気規程

企業職員の職務の等級に分類される職に関する規則を
ここに公布する。

昭和三十六年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表

行政職給料表等級別区分表

鳥取県電気事業管理規程第四号

企業職員の職務の等級に分類される職に關
する規則

企業職員の給与の種類及び基準に關する条例(昭和三十
二年七月鳥取県条例第二十四号)第三条第二項の規定
に基づき、企業職員の給料表に定める職務の等級に分類
される職は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、別表中本局の電
気係長及び土木係長の規定については昭和三十五年十
月一日から、発電所の運転係長の規定については昭和
三十六年一月一日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
[定価 一部月極一三〇円(送料共)] 所 県

| 発 電 所 | 電 氣 局 本 局 | 組 織 名 職 等 級 | |
|-------------|-----------------------|----------------------------|-------------|
| | | 職 名 | 等 級 |
| | | 職 名 | 一 等 級 |
| | | 職 名 | 二 等 級 |
| | | 職 名 | 三 等 級 |
| | | 職 名 | 四 等 級 |
| | | 職 名 | 五 等 級 |
| | | 職 名 | 六 等 級 |

運輸係長
(幡郷を除く)

電気係長
土木係長

事務吏員、技
術吏員をもつ
てあてゐる職

主事補、技師
及び他の等
級に属さない

〃

〃